## ハラスメント防止にむけて 自治労本部トップメッセージ

自治労組合員が安心して働ける職場の実現、組合活動の拠点となる組合書記局(組合事務所)でのハラスメント一掃をめざし、自治労本部中央執行委員長として、次のとおり、行動することを宣言します。

## 1. ハラスメント全般について

- (1) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント(性自認・性的指向に基づくハラスメントを含む)、妊娠・出産や育児・介護休業等に関するマタニティーハラスメント、パタニティハラスメント、カスタマーハラスメントなど、相手の人格や尊厳を侵害し、精神的・身体的な苦痛を与える行為など、あらゆるハラスメント行為を許しません。
- (2) 教育・研修などを通じて、ハラスメント防止の啓発に取り組み、ハラスメント行為を許さない組織風土をめざします。とくに、組合員が日々働く職場や、組合活動の拠点となる組合書記局(組合事務所)でのハラスメント行為や、ハラスメントと思われる行為を黙認しません。
- (3) この宣言は、自治労組合員のみならず、自治労運動に関係する全ての 方々を対象とします。また、自治労運動に関わる、あらゆる場所・時間 での行為を対象とします。

## 2. 自治労本部内で事案が発生した際の対応について

- (1) ハラスメントに関する相談は、プライバシーに配慮しつつ、誠実に対応 します。相談を受けた場合には、事実関係を調査し、ハラスメントの事 実が確認された場合には、被害者の安全確保をはじめとして必要な措置 を講じます。また、相談者、事実関係の確認の協力者に対しても不利益 な取り扱いが生じることがないよう注意します。
- (2) ハラスメント行為者に対する注意など、厳正に対処します。また、再発防止対策を講じるなど、適切に対処します。

2023 年 11 月 27 日 全日本自治団体労働組合 中央執行委員長 石上 千博